

喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準 (厚労省資料より)

○喫煙専用室等で必要となる「煙の流出防止措置」は、以下のとおり。

① 入口における室外から室内への風速が0.2m/秒以上であること

※入口にのれん、カーテン等を設置し、開口面の面積を狭くするという工夫により、風速0.2m/秒以上を実現することもできる。

② 壁、天井等によって区画されていること

③ たばこの煙が屋外に排気されていること

注1. 施設内が複数階に分かれている場合においては、フロア分煙を行うことが可能

注2. 法律の経過措置対象である小規模飲食店において、店舗内の全部の場所を喫煙することができる場所とする場合は、壁、天井等によって区画されている措置が講じられていることとする

技術的基準に関する経過措置 (厚労省資料より) ※神奈川県では、特例県第2種施設に限り適用可能

2020年4月1日時点で既に存在している建築物で、施設管理者等の責めに帰すことができない事由(注1)によって技術的基準を満たすことが困難である場合、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講じることにより、屋外排気と同等程度に煙の流出を防止することができることとする。

○たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置

次の要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置すること

(1) 当該ブースから排出された気体が室外(第二種施設等の屋内又は内部の場所)に排気されること

(2) 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上

(3) 浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³以下

なお、室外に排気された気体について、当該場所に設置された換気扇等から効率的に排気できる工夫を講じることが望ましい。

注1. 建築物等の構造上、新たにダクトを通すことが困難な場合、ダクト工事に要する費用が多額にのぼる場合、ダクト工事を行うことについて建築物等の所有者の了解が得られない場合等

※技術的基準3項目のうちの「③たばこの煙が屋外に排気されていること」がクリアできない(屋外排気ができない)場合の措置であり、他の2項目はクリアしなければならない。